



最近、2017年のNHK大河ドラマ「おんな城主 直虎」にちなんだ「直虎」が商標登録されたようですが、このような歴史上の人物名を商標登録することはできるのでしょうか？



(静岡県 M. K)



### 1. 問題の所在

わが国で広く知られた歴史上の人物名は、強い顧客吸引力を有しますので、多くの人が商標登録を希望します。

しかしながら、特定の者がこれを商標登録することに対しては、国民や特定地域から大きな反発を招くだけでなく、公正な取引秩序を乱し、公序良俗を害するおそれがあることも懸念されます。

このような事情を踏まえて、特許庁は、商標審査便覧(42.107.04)において、周知・著名な歴史上の人物名からなる商標登録出願の取り扱いを下記のとおり規定しています。

### 2. 商標審査便覧(42.107.04)

(1) 歴史上の人物名からなる商標登録出願の審査においては、商標の構成自体が公序良俗を害するおそれのない場合でも、商標の使用や登録が社会公共の利益に反し、または社会の一般的道徳観念に反するような場合は商標法4条1項7号に該当し得ることに特に留意する。そして、次に係る事情を総合的に勘案して同号に該当するか否かを判断する。

- ① 当該歴史上の人物の周知・著名性
- ② 当該歴史上の人物名に対する国民または地域住民の認識
- ③ 当該歴史上の人物名の利用状況
- ④ 当該歴史上の人物名の利用状況と指定商品・役務との関係
- ⑤ 出願の経緯・目的・理由
- ⑥ 当該歴史上の人物と出願人の関係

(2) 前記(1)の審査において、特に「歴史上の人物の名称を使用した公益的な施策等に便乗し、その遂行を阻害し、公共の利益を損なう結果に至ることを知りながら、利益の独占を図る意図をもってした商標登録出願」と認められるものについては、公正な競争秩序を害するものであって、社会公共の利益に反するとして、4条1項7号に該当するものとする。

### 3. 商標登録例および拒絶例

歴史上の人物名に係る商標は、上記審査便覧の規定を考慮して審査が行われますが、近年は、周知・著名な歴史上の人物名の商標登録に関する審査が強化されており、その多くが拒絶される傾向にあります。

NHK大河ドラマの主人公を例に挙げると、ご質問の「直虎」に係る商標

を含め、以下の歴史上の人物名に係る商標登録出願が、登録あるいは拒絶されています。

#### 【商標登録例】

- ① 「真田幸村」(第5090917号)  
〔不服2006-12828〕
- ② 「直虎」(第5846107号)  
〔異議2016-900222〕

理由の要旨:「直虎」の文字が、本件商標の登録査定時に、「井伊直虎」の名を表すものとして、日本国内において広く一般に知られていたということができない。

また、仮に本件商標権者が、「井伊直虎」の氏名に依拠して本件商標を登録出願したものであったとしても、その使用が社会公共の利益に反し、社会の一般道徳観念に反するもの、あるいは本件商標の登録出願の経緯等に不正の利益を得る目的、その他不正の目的があるなど、社会通念に照らして著しく社会的相当性を欠くものがあつたと認めるに足る事実は見当たらない。

#### 【拒絶例】

- ① 「平清盛」〔不服2011-21848〕
- ② 「坂本龍馬」〔不服2011-928〕
- ③ 「篤姫」〔不服2007-29500〕